

衆議院議員総選挙

あなたの声を国政へ！

投票日

2月8日(日)

投票時間

7:00～20:00



▲詳細

長泉町選挙管理委員会（行政課内）989-5500

選挙権のある方

- ①平成20年2月9日以前に生まれた方
- ②令和7年10月26日以前に長泉町に住民登録をして、引き続き居住している方

入場券を忘れずに

役場から郵送された「投票所入場券(はがき)」を、当日忘れずに指定の投票所へお持ちください。

入場券は1月30日(金)、2月2日(月)～4日(水)の期間で、順次配達される予定です。お手元に入場券が届いていないとき、または万一、入場券をなくしてしまったときは、投票所または期日前投票所で係員に申し出でください。本人確認を行い投票していただきます。

投票上の注意

次の投票は無効となります。

- ①決められた投票用紙以外の紙で投票した場合
- ②複数の候補者氏名などを書いた場合
- ③候補者氏名など以外を書いた場合
- ④候補者氏名などをゴム印などを使い自書しない場合

選挙公報をご利用ください

選挙公報は、2月1日(日)の新聞朝刊に折り込むほか、新聞未購読世帯は2月4日(水)～6日(金)に各戸に配布します。ただし、下長窪区・池田区・黄瀬川西側の鮎壺区の世帯は新聞への折り込みは行わず、2月2日(月)～4日(水)に各戸に配布します。

また、次の公共施設でも配布します。

配布施設／役場、南部地区センター、ウェルピアながいづみ、ベルフォーレ、コミュニティながいづみ、福祉会館、いづみの郷、パルながいづみ

※選挙公報は郵送でも配布が可能ですのでお申し出ください。

当日投票に行けない方

期日前投票ができます

投票日当日、仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票所へ行くことができない方は、「期日前投票」を行なうことができます。

※今回の選挙期間中に18歳になる方は、17歳の時点では、不在者投票のみを行うことができます。

期日前投票期間／

1月28日(水)～2月7日(土) 8:30～20:00

投票場所／防災センター

不在者投票ができます

不在者投票施設に指定された病院などに入院・入所している方や、仕事などにより長期間遠方に滞在する方は「不在者投票」を行なうことができます。

また、身体に重い障がいなどがある方で、投票所に行くことができない方は、「郵便等による不在者投票」(自書できない方は、代理人による記載も可能) ができます。

※事前にお問い合わせください。

身体の不自由な方

点字投票

各投票所には点字器があります。

代理投票

自分で投票用紙に字を書くことができない方は、各投票所の係員(投票補助者)が代わりに投票を行います。係員は二人決められ、一人が立ち会い、一人が代筆します。